

令和5年度松江市介護保険事業者第1回集団指導 「業務継続計画の策定等」振り返り研修（パワーポイント研修）

令和5年12月
松江市介護保険課

もくじ

- 01 「業務継続計画の策定等」の必要性の歴史
- 02 「業務継続計画の策定等」を、事業所・施設基準として行うべきこと
- 03 他の計画との違いと業務継続計画の一例
- 04 研修及び訓練・シミュレーションの重要性
- 05 中小機構による関連計画の紹介
- 06 まとめ

01

「業務継続計画の策定等」
の必要性

◎平成30年7月西日本豪雨の教訓

1. 「要援護者」が災害の影響を最も受けたとの教訓

(1) 要援護者は誰かの支援で避難ができる

- ◎平常時からの「地域」での関係者の連携が必要ではないか
- ◎「個別避難計画」の考察が必要ではないか

地域包括ケアシステムの確立・・・《なかなか課題が多く、現状進まない》

(2) 要援護者は災害時を回避した以降もサービス等の継続した支援が必要

- ◎介護・障害福祉サービス等の早期の業務再開が必要ではないか

★★「業務継続計画の策定等」★★・・・《令和6年4月から必須》

★★ 「業務継続計画の策定等」 ★★ ・ ・ ≪令和6年4月から必須≫



業務継続計画の最初のポイント

- ◎いきなり壮大な計画を考える必要はない。
- ◎「これで正解」「これで完璧」という業務継続計画はない。
- ◎**まずは**、自らの事業所・施設の、現状の身の丈で検討すればよい。

・・・ここで大切になってくるのが「**等**」！！

(次のセンテンス以降で解説)

02

「業務継続計画の策定等」を
事業所基準・施設基準として
行うべきこと

業務継続計画の策定等 厚生労働省の介護保険基準省令には次のように書かれています。

1. 在宅系サービス

- (1) 指定〇〇事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定〇〇の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定〇〇事業者は、◇◇◇◇員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (3) 指定〇〇事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

注) 〇〇はサービス名、◇◇◇◇はサービス毎の職員種別

業務継続計画の策定等 厚生労働省の介護保険基準省令には次のように書かれています。

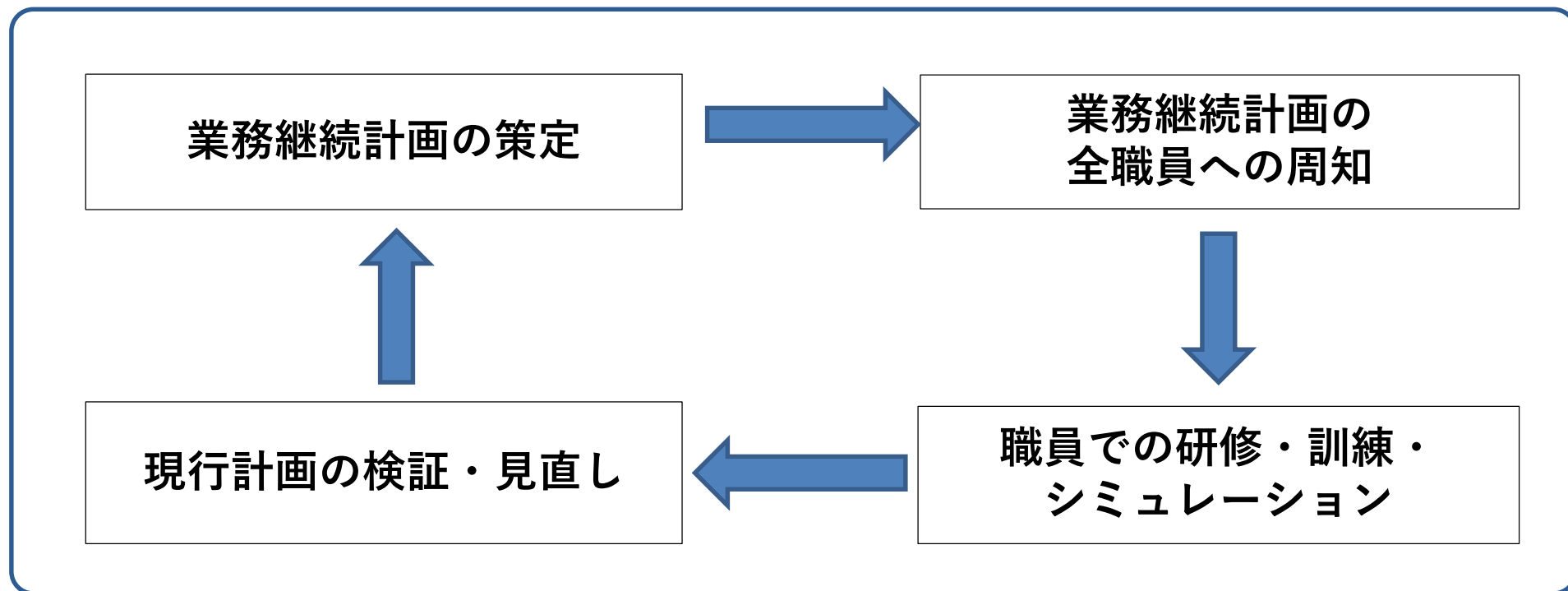
2. 施設系サービス

- (1) △△施設は感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する△△サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) △△施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (3) △△施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

注) △△は施設の種別



基準省令で書かれている「業務継続計画の策定等」とは・・・



・・・・・・上述4つのプロセスの繰り返しです。

- ◎ 「業務継続計画」を策定して終わりではありません！！
- ◎ 「完璧な業務継続計画」はありません！！

1. 業務継続計画を作成することが目的ではない・・・

↓
前ページのサイクルを繰り返し、収入を得る事業をいかに継続するかが目的

2. 業務継続計画を全職員が知るためには、計画は大規模である必要はない・・・

↓
計画に書かれるスキームをA3用紙2枚程度にまとめていないと、全職員への周知と理解は難しい

3. 事業所・施設の現状に則して徐々にバージョンアップしていく・・・

↓
どの程度の災害発生、どの程度の感染症発生は、通常の実業所の現状を踏まえることからスタート

「等」が大切！！

03

他の計画との違いと業務
継続計画の一例



計画に基づいて行う行動や目的が違います！！

- ◎非常災害対策計画・・・・・・・・・・非常時に利用者をいかに安全に、迅速に避難させるか(避難でき得るか)。



「利用者」の安全確保を最優先事項として考える計画です。

- ◎業務継続計画は・・・・・・・・・・非常時に、非常時の内容に応じて、介護事業を迅速に再開させ、サービスの継続に繋げるか。



非常災害発生時の災害復興に併せて、「介護事業所・施設」をいち早く復興させ、サービス継続に繋げることで、

- ①利用者にサービスを提供する
- ②収入を確保する
- ③事業を本格再開させる

ための計画です。



例えば （あくまでも一例です）

◎時間軸的考察とマンパワー的考察と備品・設備的考察の組合せ

●事前確認

- ・事業所・施設の設備・備品は何があるか？
固定電話、携帯電話、ラジオ、懐中電灯、パソコン、発電機、備蓄食料等
- ・職員の可動範囲は？
 - ・職員の居住地は事業所・施設からどのくらい離れているか？（時間・距離）
 - ・介護や育児を要する家族はいるのか？
 - ・連絡網の整理はできているか？
 - ・災害発生時の役割は整理できているか？ 等

●計画作成段階

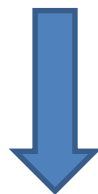
- ・事故発生時 : 誰が現場をコントロールするリーダーか？
- ・発生1時間後 : 誰が参集できるか？参集した職員は災害発生時の役割につけているか？
情報収集はラジオでできているか？それとも携帯電話でできているか？
- ・発生6時間後 : 職員の参集状況の確認は？利用者と連絡は終了しているか？
ライフラインの状況の確認はできているか？
- ・発生1日後 : 職員の安否は？備蓄食料を適切に利用できているか？
避難所の状況の把握はできているか？
- ・発生3日後 : サービス再開のための人員確保はできているか？
代替えサービスは可能か？



例えば （あくまでも一例です）

●事前確認と計画作成段階のざっくりしたシミュレーションを考察され、業務継続計画を作成

◎策定されたものは文字の羅列かもしれないが、スキーム化や図化を試みる。



全職員が計画を知ることによって「業務継続」に繋げる必要があるが、文字の羅列ではイメージがわからない

◎時間軸的考察とマンパワー的考察と備品・設備的考察の組合せの関係性を図化してみると職員に伝わりやすい



例えばA3用紙2枚とは・・・（あくまでも一例です！！）

◎ 1 枚目：職員と備品・設備物の確認

職員名	自宅～事業所	通常ルート	家族構成	配慮すべきこと
A職員(管理者)	2.0Km	県道〇〇線	妻、子2人	
B職員	3.5Km	市道〇〇線～県道〇〇線	単身	
C職員	7.2Km	国道〇〇線～県道〇〇線	夫	
D職員	6.0Km	県道〇〇線	夫、夫の父母	夫の父、D職員の母が要介護者
E職員	12.4Km	市道〇〇線～県道〇〇	妻、母	妻の母が要支援者
F職員	8.5Km		単身	
G職員	15.3Km	国道〇〇線～県道〇〇線	夫、子1人	

※基本ルール：災害初動責任者はA職員、「配慮すべき事項」を優先し、適宜参集→次ページの復興作業

備品等名	個数	通常の利用方法	災害時の利用方法	平時の設置・補完場所
ラジオ	1個	使っていない	情報収集	No.3の棚の2段目
テレビ	2台	サービス提供、昼休憩時	情報収集	機能訓練室、事務所内
PC	5台	事務所でのサービス提供作業・請求作業	情報収集、サービス提供管理	事務所内
携帯電話	3台	サービス提供用	情報収集、サービス連携用	事務所内、持出し有り
インカム	7第	サービス提供用	復旧作業時の建物内連絡	事務所内
懐中電動	4個	使っていない	復旧作業	No.1の棚の1段目
備蓄食料	〇〇：10 △△：20	賞味期限に併せて、利用者に提供	サービス提供時に利用者に提供	倉庫内（掲示有）



例えばA3用紙2枚とは・・・（あくまでも一例です！！）

◎ 2枚目：時間軸的考察とマンパワー的考察と備品・設備的考察の組合せ

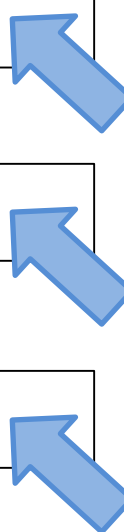
・想定：震度3だが、ライフラインがかなり損壊した地震への業務継続計画

災害発生時	発生1時間後	発生6時間後	発生1日後	発生3日後	発生1週間後	発生2週間後	発生3週間後	発生1カ月後
A職員リーダー B職員参集対応 ・拠点ルールの確保	C～E職員参集可能 ・C：情報収集 ・D：他職員への連絡 ・E：備蓄食を拠点ルームへ移動	・A:職員の参集状況の確認・対応指示 B～X：Aの指示に基づいた行動	・職員の安否確認の情報共有 ・職員ごとの役割再確認	→	・職員配置の編成見直し	→	・職員のメンタルや負荷の確認	→
情報収集機器の活用 ・ラジオ情報 ・スマホでの関係省庁情報	収集した情報のざっくり取りまとめ	収集した情報の職員間共有 (ライフライン、交通情報、公共交通情報)	情報の変化の確認→情報共有	→	・復旧状況の確認・情報共有	→	→	→
	利用者の安否確認開始	利用者の安否確認の情報共有	食料備蓄品の利用者への配布状況の確認	→	・食料備蓄品の残量確認 ・食糧確保方法の確認	→	・利用者の要望確認 ・居宅介護支援事業所との連絡調整の強化	→
			・避難所情報の確認	→	・他の協力事業所との情報共有	→	→	→
				・サービス再開の検討（可能なら再開） ・第がイサービスの検討	・サービス提供内容の考察	→	→	サービスの完全復旧

◎企業などが、ホームページに策定のための無料コンテンツを掲載しています。

例えば次のような方法で検索できます。

業務継続計画 無料策定	検索
B C P 無料作成	検索
B C P 作成ツール	検索



それぞれの事業所・施設にあったものを選んでみてください。

04

研修及び訓練・シミュレーションの重要性



策定担当者だけが策定していれば「絵にかいた餅」

- ◎研修・訓練・シミュレーションは職員間で行うものなので、策定段階から、複数人の意見を盛り込む



- ・業務再開に向けた研修・訓練・シミュレーションを介して、
 - コンテンツが少ないと感じれば盛り込めばよい。
 - コンテンツが多いと感じれば削除可能なら削除、修正が適正なら適正化すればよい。

(注)コンテンツとは、例えば「備蓄品」、「災害時に確保できる人員」、「連絡手段」など、業務継続計画において、業務を再開し継続し得る素材の全てです。

職員間で訓練・シミュレーション は机上でもできる



職員が業務を再開・継続するための計画なので、その訓練・シミュレーションは机上でもOK

◎災害時、感染症発生・拡大時は、職員自らも「被災者」になっている可能性があります。業務を再開・継続するためには、「うちの事業所・施設の職員がどのようなライフスタイルなのか」、「職員はどこに住んでいるのか」などを知ることが大切です。



- ・業務再開・継続に向けた訓練・シミュレーションにおいては、現場訓練より、机上での訓練・シミュレーションが有効なこともたくさんあります。
- ・まずは、机上での訓練・シミュレーションから始め、その継続が大切です。
- ・例えば、職員の異動や採用がある際に、簡単で良いので机上でこれらをやってみてはいかがでしょうか。



訓練の様子を写真で残す！！

◎訓練の様子を写真に残すことのメリット

- ・職員供覧の際に、訓練に参加できなかった職員に、例え机上訓練であっても、訓練のイメージが伝わります。
- ・次の訓練の際の参考になります。また、振り返りをするのにも役立ちます。
- ・松江市の運営指導の際に、訓練を実施していることの説明が、分かりやすくできます。



○これらを法人のホームページに掲載することで

- ・組織としてのモチベーションにつながります。
- ・利用者だけでなく第3者の評価アップにつながります。



基準省令の内容の考察

「・・・・・・・・業務継続計画について周知するとともに、**必要な研修及び訓練**を定期的に実施しなければならない。」

◎「**訓練**」は前ページまでで示した通りです。

◎では「**研修**」とは？



◎研修

例えば・・・・・・・・

- 施設・事業所内、関係事業所間での独自研修
- 専門機関が主催する外部研修
- WEBでの公開研修・オンラインセミナー 等

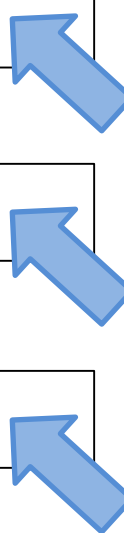
大切なことは・・・・・・・・

- 研修記録を残す（復命・報告 等）
- 施設・事業所内で研修記録を職員供覧する。

◎企業などが、ホームページに策定のための無料コンテンツを掲載しています。

例えば次のような方法で検索できます。

業務継続計画 研修	検索
業務継続計画 オンライン	検索
B C P 研修	検索



それぞれの事業所・施設にあった研修を探してみてください。



研修・訓練・シミュレーションで得た検証結果を活用し、次のバージョンの計画に盛り込む

- ◎定期的な机上での訓練・訓練・シミュレーションを行うことで、現行計画の欠点や新たな発見が見えてきます。
これらを、活かして、業務を再開・継続させ得る、その時点での最良の方法で経過をリニューアルしましょう。



- ・業務を再開・継続することの重要なポイントの一つが「法人・事業所が、介護事業の運営を継続し、介護報酬を得て、雇用を継続する」ことです。



復興後は「頼れる法人」「頼れる事業所」「頼れる施設」となり得ります。

05

中小機構による関連計画 の紹介

- 事業継続力強化計画
- 連携事業継続力強化計画



おすすめポイント

- ① 2種類の事業継続協力強化計画がある。
- ② **業務継続計画（BCP）に比べて取り組みやすい。**
- ③ 無料セミナーや専門家による策定支援が得られる。
- ④ 事業継続力強化計画の策定後に国の認証を得るとメリットがある。

①ー1 業務継続力強化計画（単独型計画）

○ 自社単独で策定する防災・減災のための事前対策に取り組む計画

- ・ 単独で計画できるので、思いついたらすぐに実行力のある計画策定に取り組むことができる。
- ・ 計画を策定することで災害などのリスクに対応できるだけでなく、平時においてもメリットが得られる。

「メリット」とは

- ・ 重要業務の見直しができる
- ・ 社内レイアウト・同線の見直しができる
- ・ 社内外の経営資源の棚卸しができる
- ・ 国の認定・金融支援・税制優遇等が得られる



業務継続計画（BCP）との違い

- ◎計画の主人公は「事業所・施設」ですが、内容は防災計画・非常災害災害対策計画に近い。
- ◎事業継続力強化計画等を策定しても業務継続計画を策定したことはない。



・イメージとすると「業務継続計画」の2歩くらい手前の計画

注意点

- 上記のとおり、事業継続力計画は業務継続計画と異なります。併せて、次ページ以降で紹介する「メリット」の対象とならない法人形態があります。（社会福祉法人等）

①ー1 業務継続力強化計画（単独型計画）

○ 自社単独で策定する防災・減災のための事前対策に取り組む計画

- ・ 単独で計画できるので、思いついたらすぐに実行力のある計画策定に取り組むことができる。
- ・ 計画を策定することで災害などのリスクに対応できるだけでなく、平時においてもメリットが得られる。

「メリット」とは

- ・ 重要業務の見直しができる
- ・ 社内レイアウト・同線の見直しができる
- ・ 社内外の経営資源の棚卸しができる
- ・ 国の認定・金融支援・税制優遇等が得られる

①ー2 連携事業継続力強化計画（連携型計画）

○複数の関係機関が連携し策定する防災・減災のための事前対策に取り組む計画

- ・災害発生時には、一時的に業務を停止したり、取引先が被災して復旧が遅れる音もある。日頃から競合を含めて関係する業種や関係機関と非常時に備えて連携をすることの有効性を確認できる。
- ・連携型計画を策定することで「単独型計画」より強化でき、メリットも増える。

「メリット」とは

- ・類似対策の効率化ができる
- ・物資や場所などの確保の共有ができる
- ・情報発信（受診）の強化につながる
- ・代替サービス・協力が可能になる
- ・事前対策のコスト抑制につながる
- ・利用者への相互責任が生まれる
- ・地域へのサービス提供の安定につながる
- ・自社の競争力の強化につながる

③ 無料セミナーや専門家による策定支援が得られる。

○「中小企業強靱化」ポータルサイト

- ・事業継続力強化計画に関するノウハウや事例紹介、コラム、支援ツールを掲載しているWEBサイトで、事業継続力強化計画の作り方や申請方法など、あらゆる情報が掲載されている。

○オンラインセミナー・計画策定支援

- ・事業継続力計画の策定を検討中の事業者を対象に、オンラインセミナーや計画策定を支援（新規作成支援、更新支援）がある。

○連携事業継続力強化計画の策定支援

- ・「単独で策定する計画よりも複数の事業者が共同で策定する方がより対策を強化できるとの考え」から、その計画の策定支援、ビジネスマッチングができる。

《注意》

紹介した「事業継続力強化計画」「連携事業継続力計画」は、多くのビジネスや事業向けの計画ですが、全ての介護サービス事業に当てはまるかをご確認が必要です。
詳しくは中小機構中国本部（082）502-6555へお問い合わせください。

06

まとめ

1. 業務継続計画は策定して終わりではない！

- ・「業務継続計画」の完成形はありません。
- ・研修及び訓練・シミュレーションを介して計画の見直しをしましょう。

02. 職員周知は簡潔に！

- ・冊子にまとめられた「業務継続計画」を全職員に周知して、そこから訓練・シミュレーションをするのは非常に困難です。
- ・完結で分かりやすいバージョンに置き換えて職員周知をしましょう。（例えば、A3用紙2枚程度で計画に記されるスキームをまとめる 等）
- ・策定段階から職員に参加してもらおうと、職員周知も容易です。

03. 研修及び訓練・シミュレーションが大切！

- ・業務継続計画を実行しないような災害や感染症が起きないことが一番ですが、もしもの時に備え、研修及び訓練・シミュレーションを行うことが大切ですし、基準上必須です。
- ・「業務継続計画」は災害や感染症からの社会全体の復興に併せていち早く事業を介護事業を復興させ、時間経過に併せた復興の間もできる限りのサービスを継続し、報酬を得て雇用を守ることなどにより『事業所・施設』が継続していくことを主軸にしたものです。
『事業所・施設』が継続することで利用者へのサービス提供に繋がることを認識し、研修及び訓練・シミュレーションを実施することが重要です。

4. 令和6年4月1日に向けて

- (1) 令和6年3月31日までは確実に「業務継続計画」の策定をお願いします。
- (2) 令和6年3月31日までに、令和6年4月以降の定期的な研修及び訓練・シミュレーションのスケジュールを立てておきましょう。
- (3) 令和6年4月になり次第、各事業所・施設の全職員に策定されて「業務継続計画」を策定しましょう。
- (4) (2)に基づき、研修及び訓練・シミュレーションを実施しましょう。
- (5) 研修及び訓練・シミュレーションの内容を、受講又は参加できていない職員に供覧しましょう。
- (5) 研修及び訓練・シミュレーションを基に、「業務継続計画」を見直す体制を整えましょう。

・・・改めて、

- ◎ 「業務継続の策定等」は『策定』することを運営基準としていません。
- ◎ 「等」の実行（周知、研修及び訓練）を含めて実施することが基準です。
- ◎ 「等」は機会あるごとに見直すことができるものです。

令和5年度松江市介護保険事業者第1回集団指導 「業務継続計画の策定等」振り返り研修（パワーポイント研修）

- ・業務継続計画策定等の訓練に関する動画配信を予定しています。
- ・また、第2回以降の集団指導で別のテーマでパワーポイント研修を予定しています。

令和5年12月
松江市介護保険課